

副 本

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石垣 清水 外33名

被 告 中部電力株式会社



証拠説明書(3)

平成25年3月21日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士 奥 村 紗 軌
外13名



前記当事者間の頭書事件につき、被告は、提出書類について下記のとおり証拠の説明をする。

記

乙B号証（原子力発電所の自然的立地条件（地盤、地震、津波等）に関するもの）

乙B第32号証 浜岡原子力発電所の津波対策について

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成25年3月15日

原本・写しの別 原本

立証趣旨 被告は、かさ上げ後の防波壁について、改めて、防波壁の天端高さT. P. + 22mに達する津波に対して弾性設計を行うとともに、これを上回るT. P. + 25mに達する津波に対しても終局耐力設計を行っていることを証する。

以上

（中大五院）廣東省立醫學院附設中大五院

（中大五院）廣東省立醫學院附設中大五院

（中大五院）廣東省立醫學院附設中大五院

（中大五院）廣東省立醫學院附設中大五院

（中大五院）廣東省立醫學院附設中大五院

（中大五院）廣東省立醫學院附設中大五院